

# 堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協議会の事務所は、第7条第1項に規定する会長の自宅におく。

(目的)

第3条 本協議会は、堺市と協働で、堺環濠都市北部地区の歴史・文化資源を活かして「歴史的な町なみ」を再生し、これを将来に引き継ぐことにより、地域に対する住民の愛着と誇りを育むとともに、地域の新たな魅力とにぎわいを創出することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、勉強会等の開催
- (2) 広報・啓発活動等
- (3) 講演会、シンポジウム等の開催
- (4) 他団体との交流
- (5) その他目的達成に必要な事業

(対象区域)

第5条 第4条に規定する事業を実施する対象区域は、次のとおりとする。

- (1) 北半町東
- (2) 北半町西
- (3) 北旅籠町東1丁、2丁
- (4) 北旅籠町西1丁、2丁、3丁
- (5) 桜之町東1丁、2丁
- (6) 桜之町西1丁、2丁、3丁
- (7) 綾之町東1丁、2丁
- (8) 綾之町西1丁、2丁、3丁
- (9) 錦之町東1丁、2丁
- (10) 錦之町西1丁、2丁、3丁
- (11) 柳之町東1丁、2丁
- (12) 柳之町西1丁、2丁、3丁
- (13) 九間町東1丁、2丁、3丁

(14) 九間町西1丁、2丁、3丁

(15) 神明町東1丁、2丁、3丁

(16) 宿屋町東1丁、2丁、3丁

(会員)

第6条 本協議会の会員は、第3条に規定する目的に賛同する者で、事業地区内の居住者、事業者及び土地・建物所有者並びに会長の承認を得た者とする。

(役員)

第7条 本協議会に役員会及び次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 事務局長補佐 1名

(5) 会計 1名

(6) 分科会代表 各1名

2 本協議会に顧問、相談役をおくことができる。

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計、各分科会代表は総会において選出する。

2 顧問、相談役は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は協議会を代表し統轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はこれに代わる。

(3) 事務局長は、協議会の事務を統轄する。

(4) 事務局長補佐は、事務局長を補佐する。

(5) 会計は、会計を統轄する。

(6) 各分科会代表は、それぞれの分科会を代表し、統轄する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本協議会には総会、役員会を置く。

2 専門事項を調査、審議するため、本協議会に、分科会を置くことができる。

(総会)

第 12 条 定時総会は年 1 回開催し、臨時総会は必要に応じ開催することができる。

2 総会は会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は次の事項について審議し、出席者の過半をもって決議する。

(1) 事業の計画・実績

(2) 予算・決算

(3) 役員を選任

(4) 規約の改正

(5) その他

(分科会)

第 13 条 分科会は、第 6 条に規定する会員で構成し、各代表が必要と認められた時に開催する。

2 分科会は各代表が招集し、代表が議長となる。

3 分科会は、役員会によって求められた研究・協議事項等について調査及び審議し、役員会に報告する。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 役員会は、第 7 条第 1 項に定める役員で構成する。

3 役員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

4 役員会は、次の事項について審議する。

(1) 協議会の運営に関すること

(2) その他会長が必要と認める事項等

(会計)

第 15 条 本協議会の会計は、協議会補助金、寄付金、その他の収入を充てる。

2 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

3 本協議会に会計監査若干名を置く。会計監査は、総会で承認を得る。

附則

この規約は、平成 26 年 5 月 11 日から施行する。

<参考図（第5条関係）>

